

2024 年能登半島地震被災地支援に係る 使途特定寄付金の募集に係る募金（第 4 次）目論見書

1. 募金名称

「2024 年能登半島地震被災地支援に係る募金（第 4 次）」とする。

2. 募集金額及び募集総額

任意の金額により、募集期間中に寄せられた金額とする。

3. 募集理由

2024 年能登半島地震被災地支援に係る活動（以下「被災地支援活動」という。）の経費に充当するため。

4. 募集対象

被災地支援活動に賛同する個人及び団体

5. 資金使途

被災地支援活動経費（適正な募集経費を含む）に 100% 充当する。

6. 募集期間

2024 年 10 月 25 日（金）から 2025 年 3 月 31 日（土）までの間

7. 申込方法及び募金方法

1) 使途特定寄付金申込書（別紙：2024 年能登半島地震被災地支援に係る募金（第 4 次）申込書）に必要事項を記入のうえ、本協会事務局に F A X 又は E メールで送付する。

2) 募金は、次のいずれかの金融機関口座への振り込みとする。振込手数料は本人負担とする。

○三菱 U F J 銀行 新宿通支店 普通預金 3328121

（名義）公益社団法人日本精神保健福祉士協会 被災地支援金口 代表理事 福岡綾子

○ゆうちょ銀行 ○一九支店 当座預金 0630023

（名義）公益社団法人日本精神保健福祉士協会被災地支援金口

○郵便振替口座 00130-2-630023

（名義）公益社団法人日本精神保健福祉士協会被災地支援金口

8. その他

1) 使途特定寄付金を受領した場合は、原則として振込時の金融機関における明細票をその代わりとし、申込者の求めに応じて別途領収書を後送する。

2) 使途特定寄付金としての理事会決議日前から実施する被災地支援活動に係る募金活動（2024 年 9 月 1 日（日）から 10 月 24 日（木）まで）における寄付金についても本募金の対象として取り扱うものとする。

以上